

令和4年4月11日

保護者 各位

県立燕中等教育学校長

令和3年度いじめの認知件数について（御報告とお願い）

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より本校教育活動に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本校では、いじめ対策について県教育委員会と学校が連携し、重点的に取り組んでおります。令和3年度における本校のいじめの認知件数については、下記のとおりとなりました。生徒、保護者の皆様に御報告いたしますので、御検証をお願いいたします。

いじめ認知後の対応としては、直ちに、いじめを受けた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に事情を確認し適切に指導するとともに、県教育委員会と連携し、御家庭への連絡と相談をすすめました。

今後とも、いじめの未然防止・早期発見に努め、いじめを許さない、見逃さない学校づくりに教職員が一丸となって組織的に取り組みをすすめてまいりますので、御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- |   |         |                         |
|---|---------|-------------------------|
| 1 | いじめ認知件数 | 6件                      |
| 2 | 内容      | 嫌なことをされる、私物を破損させられる その他 |

【新潟県いじめ等の対策に関する条例】

(定義)

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

担当：本間、澤田

電話：(0256)63-9319